

新規上場申請に係る債券の発行要項

【表紙】	新規上場申請に係る債券の発行要項	
【公表書類】	新規上場申請に係る債券の発行要項	
【公表日】	2021年6月23日	
【発行者の名称】	独立行政法人国際協力機構	
【代表者の役職氏名】	理事長 北岡伸一	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町5番地25	
【電話番号】	03(5226)9279	
【事務連絡者氏名】	財務部財務第一課	
【有価証券の種類】	国際協力機構債券	
【有価証券の発行価額の総額】	第59回国際協力機構債券(10年債)	10,000 百万円
	第60回国際協力機構債券(20年債)	10,000 百万円
	計	20,000 百万円

【プログラム情報の内容】

公表日	2020年12月8日
発行予定期間	2020年12月9日から2022年12月8日まで
発行残高の上限	該当事項なし
【取引所金融商品市場等に関する事項】	該当事項なし
【公表されるホームページのアドレス】	https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html
【有価証券報告書の提出状況】	該当事項なし

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、新規上場申請に係る債券の発行要項（以下「本発行要項」という。）により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 3 東京証券取引所は、本発行要項の内容（本発行要項に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。
- 4 本発行要項に基づき独立行政法人国際協力機構が発行する国際協力機構債券は、金融商品取引法第3条に規定される適用除外有価証券に該当します。上記国際協力機構債券に関して、同法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、本発行要項は特定証券情報を構成しません。